

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市大字古谷上字蔵根六〇五五番一 地先から同市大字中老袋字田島二八九番 三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年三月十三日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>国土交通省による荒川第 二・三調節池事業に伴う対岸 堤（荒川右岸堤防）整備事業 による。 延長二三七五・〇〇メートル</p>	<p>備 考</p>